

へき地医療拠点病院運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療機関のない地域で、当該地域の中心的な場所を起点としておおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している区域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区（以下「無医地区」という。）および無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区（以下「無医地区に準じる地区」という。）を対象として、無医地区等における住民の医療を確保するため、へき地医療支援機構（以下「機構」という。）の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等へき地における医療活動を継続的に実施するへき地医療拠点病院の運営に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 この要綱において、へき地医療拠点病院とは、機構の指導・調整の下に無医地区等を対象とする巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等へき地における医療活動を継続的に実施できると認められる病院を知事が指定するものとし、このへき地医療拠点病院が行う事業に対して補助するものとする。

(交付の対象となる事業)

第3条 第2条に規定するへき地医療拠点病院の行う事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。
- (2) へき地診療所等への医師派遣および看護師等の派遣（へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣を含む。）ならびに技術指導、援助に関すること。
- (3) 派遣医師等の確保に関すること。
- (4) へき地の医療従事者に対する研修および研究施設の提供に関すること。
- (5) 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。
- (6) その他県および市町村がへき地における医療確保のため実施する事業

に対する協力に関すること。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める種目ごとに、次に掲げるところにより算出された額とする。ただし、算出された額に

1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
医療活動費	1か所当たり次により算出された額の合算額 へき地医療活動経費 (1) 巡回診療等従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数 (2) 巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数 (3) 代診医等派遣経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数	無医地区等への巡回診療、へき地診療所への医師派遣等の医療活動等に必要 な次に掲げる経費 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 社会保険料 報償費 旅費（研究費に計上したものを除く。） 消耗品費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 雑役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 委託費 借料および損料（伝送装置経費に計上したものを除く。） 印刷製本費 光熱水料 燃料費 備品費（単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費、伝送装置経費に計上したものを除く。） 公課費

研究費	<p>1 か所当たり次に定める額</p> <p>(1) 医療活動年間延日数 150日以上 414,000円</p> <p>(2) 医療活動年間延日数 75日以上150日未満 310,000円</p> <p>(3) 医療活動年間延日数 50日以上75日未満 207,000円</p>	<p>学会出席に必要な次に掲げる経費 旅費（学会出席旅費）</p>
研修費	<p>1回当たり 56,000円</p>	<p>へき地診療所医師および地域開業医師を対象とする研修、症例検討会議等を実施する場合に必要な次に掲げる経費</p> <p>諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費</p>
医療費	<p>医療に要した実支出額</p>	<p>医療に必要な次に掲げる経費</p> <p>材料費（医薬品費、診療材料費） 雑役務費（医療機器修繕料） 備品費（単価50万円未満の医療用備品に限る。）</p>
伝送装置経費	<p>1 か所当たり次により算出された額</p> <p>静止画像等伝送装置</p> <p>(1) へき地医療拠点病院診療支援システム (912,810円+76,420円)×稼働月数</p> <p>(2) へき地診療所診療支援システム (456,400円+38,210円×導入へき地診療所数)×稼働月数</p>	<p>静止画像等伝送装置の導入および維持運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。） 消耗品費 通信運搬費 雑役務費（修繕料等） 借料および損料 備品費(単価50万円未満に限る。) 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。）</p>

総合的な 診療能力 を有する 医師育成 関係経費	1 か所当たり 2,253,000円	総合的な診療能力を有する医師を養成 する事業に必要な次に掲げる経費（指 導を受ける医師に係る人件費・旅費を 除く） 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 社会保険料 報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費
--------------------------------------	---------------------------	--

（交付申請）

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別紙様式1による申請書を同申請書に記載する関係書類を添えて知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

（変更申請）

第6条 この補助金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式2による申請書を同申請書に記載する関係書類を添えて毎年度1月10日までに行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (5) 事業により取得し、または効用の増加した財産を、知事の承認を受けずにこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）は、別紙様式4により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条に規定する補助事業実績報告は、事業完了後1か月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式3による報告書を知事に提出するものとする。

（標準事務処理期間）

第9条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（その他）

第10条 特別の事情により第4条、第5条、第6条および第8条に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を

受けてその定めるところによるものとする。

付 則

この要綱は、平成15年8月12日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年12月6日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年10月19日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年9月29日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月29日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年4月15日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年6月27日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年5月12日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年5月12日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月 1日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

年度へき地医療拠点病院運営費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者

年度におけるへき地医療拠点病院運営費補助金について、
金 円を交付されるよう滋賀県補助金等交付規則第3条
の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1. へき地医療拠点病院運営事業計画書 (別紙1)
2. へき地医療拠点病院運営費補助金所要額調書 (別紙2)
3. へき地医療拠点病院運営費所要額明細書(個別表) (別紙3)
4. 当該事業に係る歳入歳出予算(見込)書の抄本
5. その他参考となる資料

1. へき地医療拠点病院運営事業計画書

(へき地医療拠点病院名：)

(1) 無医地区および巡回診療実施計画

無医地区等(年月日現在調査)				巡回診療実施予定回数					備考
市町村名	地区名	戸数	人口	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計	
		戸	人	()	()	()	()	()	

- (注) 1. 当該へき地医療拠点病院が担当する地域について「無医地区、無医地区に準じる地区」(以下「無医地区等」という。)および「巡回診療実施予定回数」を対応させて記入すること。
 2. 無医地区等の「地区名、戸数、人口」は、最近のものを記入すること。また、無医地区に準じる地区の場合は「地区名」欄に準と記入すること。
 3. 「巡回診療実施予定回数」欄は、1巡回診療チーム1日1回として当該年度の予定回数(例：第1・四半期〇〇回)を具体的に記入し、上段()に当該巡回診療に係る実施日数(0.5日を単位とする。)を記入すること。
 4. 「備考」欄は、その地区における診療場所(例：公民館の一室、小学校の医務室等)を具体的に記入すること。その他積雪量、冬期交通途絶期間等参考となるべきことを記入すること。また、巡回診療実施人員を医師〇人、看護師〇人、運転手〇人と具体的に記入すること。

(2) へき地診療所医師等派遣計画

へき地診療所名	開設者	所在地	運営状況	職種 区分	派遣計画(日数)					備考
					第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計	
					()	()	()	()	()	

(3) へき地診療所代診医等派遣計画

へき地診療所名	開設者	所在地	運営状況	職種 区分	派遣計画(日数)					備考
					第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計	
					()	()	()	()	()	

- (注) 1. 「運営状況」欄は、現在の状況およびへき地医療拠点病院から派遣を受ける前の状況についてそれぞれ常勤、非常勤(週〇回〇〇病院から派遣等)休診(〇〇年〇月〇日より休診)等を具体的に記入のこと。
 2. 「派遣計画」欄は、当該へき地診療所に対する医師等の派遣予定の延日数を職種ごとに四半期別に記入すること。
 3. 医師等派遣計画の「備考」欄は、派遣する医師等について「〇〇科 週〇回」等参考となる事項を記入すること。
 4. 代診医等派遣計画の「備考」欄は、派遣を必要とする理由(見込)を記入すること。

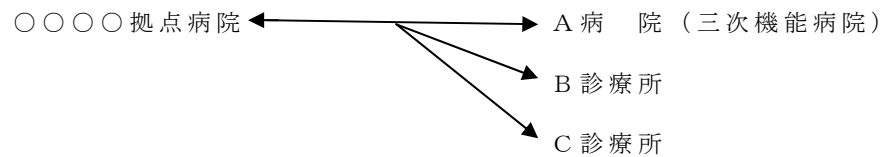
(4) 研修会実施計画

研 修 会 名	実 施 期 間	講 師 人 員	職 種 別 参 加 人 員	実 施 内 容 (具体的に)
〇〇〇研修会	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	人	人	

(注)「職種別」とは、医師、看護師、保健師、助産師、栄養士、薬剤師、その他に分類する。

(5) 静止画像等伝送装置導入計画
導入計画について

(記載例)



へき地医療拠点病院運営費補助金所要額調書

(へき地医療拠点病院名：)

区 分	総事業費 (A)	診療収入額及び 寄付金その他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B)=(C)	対象経費の 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助所要額 (H)	備考
	円	円	円	円	円	円	円	円	
医療活動費									
研究費									
研修費									
医療費									
伝送装置経費									
総合的な診療 能力を有する 医師育成関係 経費									
合計									

- (注) 1. 「診療収入及び寄付金その他の収入額」欄については、巡回診療による診療収入額（診療報酬を徴収しない場合は診療収入相当額とする。）を計上し、へき地診療所への医師派遣による診療収入額は、当該へき地診療所の収入として処理すること。
 ただし、へき地診療所への医師派遣に必要な経費は、当該へき地診療所から徴収し計上すること。
2. 「選定額」は、所要額明細書（個別表）によって施設ごとに選定された額を記入すること。
3. 「県補助基本額」は「差引事業費」と「選定額」とを比較して少ない方の額を記入すること。

別紙 3

へき地医療拠点病院運営費所要額明細書（個別表）

開設者
拠点病院名

(1) 支出

区 分	支出予定額 (A)	基準額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のい れか少ない方の額	算出内訳
(医療活動費) 職員基本給 職員諸手当 医 師 看護師 運転手 その他 非常勤職員手当 医 師 看護師 運転手 その他 社会保険料 医 師 看護師 運転手 その他 報償費 旅費(研究費に計上 したものを除く) 消耗品費(伝送装置 経費に計上したもの を除く) 印刷製本費 光熱水料 燃料費 雑役務費 委託費 借料および損料 備品費(単価50万円 未満に限る) 公課費 小 計	円	円	円	購入予定品目書 を添付すること
(研究費) 旅費(学会出席旅費) 小 計				

(研修費) 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 小 計				
(医療費) 雑役務費 (医療機器 修繕料) 材料費 (医薬品費、 診療材料費) 備品費(単価50万円未満 の医療用に限る) 小 計				購入予定品目書 を添付すること
(伝送装置経費) 報償費 (へき地医療 拠点病院診療支援シ ステムに係る経費に 限る) 消耗品費 通信運搬費 雑役務費(修繕料等) 借料および損料 備品費 (単価50万円 未満に限る) 委託費 (上記に掲げ る経費に該当するも の。ただし、へき地 医療拠点病院診療シ ステムに係る経費に 限る) 小 計				伝送装置の借料 購入予定品目書 を添付すること
(総合的な診療能力 を有する医師育成関 係経費) 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 社会保険料 報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費				

通信運搬費				
小計				
合計				
(その他)				
総計				

(2) 収入

区分	収入見込額	摘要(算出基礎を記載すること)
診療収入	円	
寄付金その他の収入		
計		

(記入上の注意)

1. 支出予定額欄の「給料」「職員手当等」および「共済費」は、次の方法で記入すること。
 - (1) 専任の場合
専任者の給料、職員手当等、共済費の支出予定額
 - (2) 兼任の場合
兼任者の給料、職員手当等、共済費を日割計算し、その額に兼任者の医療活動従事日数(0.5日を単位とする。)を乗じて得た額。
また、兼任者が2人以上の場合は、それぞれ計算すること。
なお、兼任者の職員手当等はへき地医療活動に関するものに限ること。
2. 基準額欄は、次により記入すること。
 - (1) 巡回診療等従事者経費は、医師、看護師等へき地医療活動に従事した者の延日数(0.5日を単位とする。)に単価を乗じて得た額の合算額を計上すること。
 - (2) 巡回診療等自動車経費は、予定回数の合計額に単価を乗じて得た額を計上すること。
 - (3) 代診医等派遣経費は、医師、看護師等派遣予定延日数(0.5日を単位とする。)に単価を乗じて得た額の合算額を計上すること。
3. 収入は、次により記入すること。
 - (1) 診療収入は、巡回診療による診療収入額(診療報酬を徴収しない場合は診療収入相当額とする。)を計上し、へき地診療所への医師派遣による診療収入は計上しない。
 - (2) 寄付金その他の収入は、へき地診療所への医師等派遣に要する経費を当該へき地診療所から徴収し、含めて記入すること。
4. その他欄は補助対象以外の経費を計上すること。

年度へき地医療拠点病院運営費補助金変更交付申請書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者

年度におけるへき地医療拠点病院運営費補助金については、
年 月 日付け滋 第 号で交付決定を受けましたが、
その後の事情の変更により、交付額を次のとおり変更されたく申請します。

記

1. 今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
内訳 既交付決定額	金	円
変更後所要額	金	円

2. 変更を必要とする理由

3. 関係書類

- (1) へき地医療拠点病院運営事業計画書 (別紙1)
- (2) へき地医療拠点病院運営費補助金所要額調書 (別紙2)
- (3) へき地医療拠点病院運営費所要額明細書（個別表） (別紙3)
- (4) 当該事業に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本
- (5) その他参考となる資料

1. へき地医療拠点病院運営事業計画書

(へき地医療拠点病院名：)

(1) 無医地区および巡回診療実施計画

無医地区等(年月日現在調査)				巡回診療実施予定回数					備考
市町村名	地区名	戸数	人口	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計	
		戸	人	()	()	()	()	()	

- (注) 1. 当該へき地医療拠点病院が担当する地域について「無医地区、無医地区に準じる地区」(以下「無医地区等」という。)および「巡回診療実施予定回数」を対応させて記入すること。
 2. 無医地区等の「地区名、戸数、人口」は、最近のものを記入すること。また、無医地区に準じる地区の場合は「地区名」欄に準と記入すること。
 3. 「巡回診療実施予定回数」欄は、1巡回診療チーム1日1回として当該年度の予定回数(例：第1・四半期〇〇回)を具体的に記入し、上段()に当該巡回診療に係る実施日数(0.5日を単位とする。)を記入すること。
 4. 「備考」欄は、その地区における診療場所(例：公民館の一室、小学校の医務室等)を具体的に記入すること。その他積雪量、冬期交通途絶期間等参考となるべきことを記入すること。また、巡回診療実施人員を医師〇人、看護師〇人、運転手〇人と具体的に記入すること。

(2) へき地診療所医師等派遣計画

へき地診療所名	開設者	所在地	運営状況	職種 区分	派遣計画(日数)					備考
					第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計	
					()	()	()	()	()	

(3) へき地診療所代診医等派遣計画

へき地診療所名	開設者	所在地	運営状況	職種 区分	派遣計画(日数)					備考
					第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計	
					()	()	()	()	()	

- (注) 1. 「運営状況」欄は、現在の状況およびへき地医療拠点病院から派遣を受ける前の状況についてそれぞれ常勤、非常勤(週〇回〇〇病院から派遣等)休診(〇〇年〇月〇日より休診)等を具体的に記入のこと。
 2. 「派遣計画」欄は、当該へき地診療所に対する医師等の派遣予定の延日数を職種ごとに四半期別に記入すること。
 3. 医師等派遣計画の「備考」欄は、派遣する医師等について「〇〇科 週〇回」等参考となる事項を記入すること。
 4. 代診医等派遣計画の「備考」欄は、派遣を必要とする理由(見込)を記入すること。

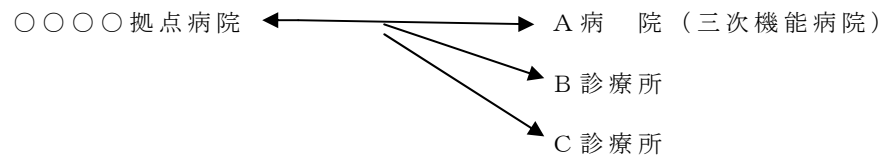
(4) 研修会実施計画

研 修 会 名	実 施 期 間	講 師 人 員	職 種 別 参 加 人 員	実 施 内 容 (具体的に)
〇〇〇研修会	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	人	人	

(注)「職種別」とは、医師、看護師、保健師、助産師、栄養士、薬剤師、その他に分類する。

(5) 静止画像等伝送装置導入計画
導入計画について

(記載例)



へき地医療拠点病院運営費補助金変更所要額調書

(へき地医療拠点病院名：)

区 分	総事業費 (A) 円	診療収入額及び 寄付金その他の収入額 (B) 円	差引事業費 (A)-(B)=(C) 円	対象経費の 支出予定額 (D) 円	基準額 (E) 円	選定額 (F) 円	県補助基本額 (G) 円	県補助所要額 (H) 円	備考
医療活動費									
研究費									
研修費									
医療費									
伝送装置経費									
総合的な診療 能力を有する 医師育成関係 経費									
合計									

- (注) 1. 「診療収入及び寄付金その他の収入額」欄については、巡回診療による診療収入額（診療報酬を徴収しない場合は診療収入相当額とする。）を計上し、へき地診療所への医師派遣による診療収入額は、当該へき地診療所の収入として処理すること。
 ただし、へき地診療所への医師派遣に必要な経費は、当該へき地診療所から徴収し計上すること。
2. 「選定額」は、所要額明細書（個別表）によって施設ごとに選定された額を記入すること。
3. 「県補助基本額」は「差引事業費」と「選定額」とを比較して少ない方の額を記入すること。

別紙 3

へき地医療拠点病院運営費所要額明細書（個別表）

開設者
拠点病院名

(1) 支出

区 分	支出予定額 (A)	基準額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のい れか少ない方の額	算出内訳
(医療活動費) 職員基本給 職員諸手当 医 師 看護師 運転手 その他 非常勤職員手当 医 師 看護師 運転手 その他 社会保険料 医 師 看護師 運転手 その他 報償費 旅費(研究費に計上 したものを除く) 消耗品費(伝送装置 経費に計上したものを 除く) 印刷製本費 光熱水料 燃料費 雑役務費 委託費 借料および損料 備品費(単価50万円 未満に限る) 公課費 小 計	円	円	円	購入予定品目書を添付すること
(研究費) 旅費(学会出席旅費) 小 計				

(研修費) 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 小 計				
(医療費) 雑役務費（医療機器 修繕料） 材料費（医薬品費、 診療材料費） 備品費(単価50万円未満 の医療用に限る) 小 計				購入予定品目書 を添付すること
(伝送装置経費) 報償費（へき地医療 拠点病院診療支援シ ステムに係る経費に 限る） 消耗品費 通信運搬費 雑役務費(修繕料等) 借料および損料 備品費（単価50万円 未満に限る） 委託費（上記に掲げ る経費に該当するも の。ただし、へき地 医療拠点病院診療シ ステムに係る経費に 限る） 小 計				伝送装置の借料 購入予定品目書 を添付すること
(総合的な診療能力 を有する医師育成関 係経費) 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 社会保険料 報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費				

通信運搬費				
小計				
合計				
(その他)				
総計				

(2) 収入

区分	収入見込額	摘要(算出基礎を記載すること)
診療収入	円	
寄付金その他の収入		
計		

(記入上の注意)

1. 支出予定額欄の「給料」「職員手当等」および「共済費」は、次の方法で記入すること。
 - (1) 専任の場合

専任者の給料、職員手当等、共済費の支出予定額
 - (2) 兼任の場合

兼任者の給料、職員手当等、共済費を日割計算し、その額に兼任者の医療活動従事日数(0.5日を単位とする。)を乗じて得た額。
また、兼任者が2人以上の場合は、それぞれ計算すること。
なお、兼任者の職員手当等はへき地医療活動に関するものに限ること。
2. 基準額欄は、次により記入すること。
 - (1) 巡回診療等従事者経費は、医師、看護師等へき地医療活動に従事した者の延日数(0.5日を単位とする。)に単価を乗じて得た額の合算額を計上すること。
 - (2) 巡回診療等自動車経費は、予定回数の合計額に単価を乗じて得た額を計上すること。
 - (3) 代診医等派遣経費は、医師、看護師等派遣予定延日数(0.5日を単位とする。)に単価を乗じて得た額の合算額を計上すること。
3. 収入は、次により記入すること。
 - (1) 診療収入は、巡回診療による診療収入額(診療報酬を徴収しない場合は診療収入相当額とする。)を計上し、へき地診療所への医師派遣による診療収入は計上しない。
 - (2) 寄付金その他の収入は、へき地診療所への医師等派遣に要する経費を当該へき地診療所から徴収し、含めて記入すること。
4. その他欄は補助対象以外の経費を計上すること。

年度へき地医療拠点病院運営費補助金事業実績報告書

番 号
年 月 日

滋賀県知事

申請者

年 月 日付け滋 第 号で交付決定のあった
年度へき地医療拠点病院運営費補助金について、滋賀県補助金等交付
規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1. へき地医療拠点病院運営事業実績報告書 (別紙1)
2. へき地医療拠点病院運営費補助金所要額精算書 (別紙2)
3. へき地医療拠点病院運営費実績額明細書(個別表) (別紙3)
4. 当該事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本
5. その他参考となる資料

1. へき地医療拠点病院運営事業実績報告書

(へき地医療拠点病院名：)

(1) 巡回診療実施状況

巡回診療実施地区				巡回診療実施回数										備考
市町村名	地区名	戸数	人口	第1・四半期		第2・四半期		第3・四半期		第4・四半期		計		
				回数	受診者	回数	受診者	回数	受診者	回数	受診者	回数	受診者	
		戸	人	回 ()	人	回 ()	人	回 ()	人	回 ()	人	回 ()	人	

(注)巡回診療実施回数の上段()には、当該巡回診療に係る実診療日数(0.5日を単位とする。)を記入すること。

(2) へき地診療所医師等派遣状況

へき地診療所名	開設者	所在地	職種 区分	派遣状況(日数)					備考
				第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計	
				()	()	()	()	()	

(注)備考欄は、当該年度の派遣状況(〇〇科、年間〇〇日または週〇日等)を、具体的に記入すること。

(3) 代診医等派遣状況

へき地診療所名	開設者	所在地	職種 区分	派遣状況(日数)					備考
				第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期	計	
				()	()	()	()	()	

(注)備考欄は、派遣を必要とした理由を記入すること。(例：〇〇学会出席 〇月〇日～〇月〇日)

(4) 研修会実施状況

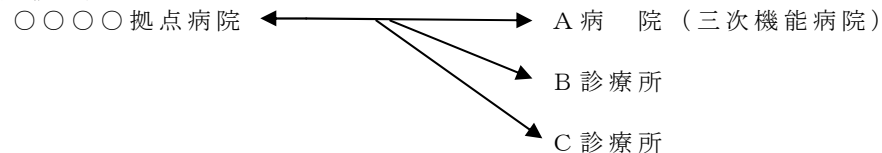
研修会名	実施期間	講師	職種別	実施内容 (具体的に)
		人員	参加人員	
〇〇〇研修会	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	人	人	

(注)「職種別」とは、医師、看護師、保健師、助産師、栄養士、薬剤師、その他に分類する。

(5) 静止画像等伝送装置導入状況

導入状況について

(記載例)



へき地医療拠点病院運営費補助金所要額精算書

(へき地医療拠点病院名：)

区 分	総事業費 (A)	診療収入 額及び寄 付金その 他の収入 額 (B)	差 引 事業費 (A)-(B) =(C)	対象経の 支出済額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助 基本額 (G)	県補助 所要額 (H)	交 付 決定額 (I)	補 助 受入額 (J)	差引過 不足額 (K)
医療活動費											
研究費											
研修費											
医療費											
伝送装置経費											
総合的な診療 能力を有する 医師育成関係 経費											
合計											

(注) 1. 「診療収入及び寄付金その他の収入額」欄については、巡回診療による診療収入額（診療報酬を徴収しない場合は診療収入相当額とする。）を計上し、へき地診療所への医師派遣による診療収入額は、当該へき地診療所の収入として処理すること。

ただし、へき地診療所への医師派遣に必要な経費は、当該へき地診療所から徴収し計上すること。

2. 「選定額」は、所要額明細書（個別表）によって施設ごとに選定された額を記入すること。

3. 「県補助基本額」は「差引事業費」と「選定額」とを比較して少ない方の額を記入すること。

別紙 3

へき地医療拠点病院運営費実績額明細書（個別表）

開設者
拠点病院名

(1) 支 出

区 分	支出済額 (A)	基準額 (B)	選 定 額 (A)又は(B)のい れか少ない方の額	算出内訳
(医療活動費) 職員基本給 職員諸手当 医 師 看護師 運転手 その他 非常勤職員手当 医 師 看護師 運転手 その他 社会保険料 医 師 看護師 運転手 その他 報償費 旅費（研究費に計上し たものを除く） 消耗品費（伝送装置経 費に計上したものを除 く） 印刷製本費 光熱水料 燃料費 雑役務費 委託費 借料および損料 備品費（単価50万円未 満に限る） 公課費 小 計	円	円	円	購入品目、金額 、明細書を添付 すること
(研究費) 旅費（学会出席旅費） 小 計				

(研修費) 諸謝金 旅費 消耗品費 印刷製本費 小 計				
(医療費) 雑役務費 (医療機器修繕料) 材料費 (医薬品費、診療材料費) 備品費 (単価50万円未満の医療用に限る) 小 計				購入品目、金額、明細書を添付すること
(伝送装置経費) 報償費 (へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る) 消耗品費 通信運搬費 雑役務費 (修繕料等) 借料および損料 備品費 (単価50万円未満に限る) 委託費 (上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療システムに係る経費に限る) 小 計				伝送装置の借料 購入品目、金額、明細書を添付すること
(総合的な診療能力を有する医師育成関係経費) 職員基本給 職員諸手当 非常勤職員手当 社会保険料 報償費 旅費 消耗品費 印刷製本費 会議費 通信運搬費 小 計				

合 計				
(その他)				
総 計				

(2) 収 入

区 分		収納済額 (円)	摘 要	
診療収入額	当該年度以前の調定に係る収納済額		徴収決定済額	円
	当該年度の調定に係る収納済額		収納率	%
	計		年間延患者数	人
寄付金その他収入額	寄付金		内訳	
	その他の収入		内訳	
	計			
計				

(記入上の注意)

1. 支出済額欄の「給料」「職員手当等」および「共済費」は、次の方法で記入すること。
 - (1) 専任の場合
専任者の給料、職員手当等、共済費の支出済額
 - (2) 兼任の場合
兼任者の給料、職員手当等、共済費を日割計算し、その額に兼任者の医療活動従事日数(0.5日を単位とする。)を乗じて得た額。
また、兼任者が2人以上の場合は、それぞれ計算すること。
なお、兼任者の職員手当等はへき地医療活動に関するものに限ること。
2. 基準額欄は、次により記入すること。
 - (1) 巡回診療等従事者経費は、医師、看護師等へき地医療活動に従事した者の延日数(0.5日を単位とする。)に単価を乗じて得た額の合算額を計上すること。
 - (2) 巡回診療等自動車経費は、実施した回数の合計数に単価を乗じて得た額を計上すること。
 - (3) 代診医等派遣経費は、医師、看護師等派遣を実施した延日数(0.5日を単位とする。)に単価を乗じて得た額の合算額を計上すること。
3. 診療収入には、巡回診療による収入(診療報酬を徴収しない場合は診療収入相当額とする。)を計上し、へき地診療所への医師派遣による診療収入は、へき地診療所の収入として処理すること。
4. その他の収入には、へき地診療所への医師派遣に要した経費を当該へき地診療所から徴収し併せて記入すること。
5. その他欄は補助対象以外の経費を計上すること。

番 号
年 月 日

滋賀県知事 様

申請者 住所
氏名 印
(法人にあっては名称および
代表者の氏名)

年 月 日付け滋 第 号で交付決定通知のあった 年度
へき地医療拠点病院運営費補助金に係る消費税仕入控除税額について交付要
綱第7条(9)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 年 月 日付け滋 第 号による補助金の額の確定通知額

円

2. 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

円

注 2の金額の積算の内訳等参考となる書類を添付のこと